

暫定基準を設定した農薬等に係る食品安全基本法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度を導入したことに伴う残留基準（いわゆる暫定基準）等の設定については、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第3号に該当するものとし、いわゆる暫定基準を設定した農薬等の食品健康影響評価については、本制度の施行後相当の期間内に、食品安全委員会に依頼することとしているところである。

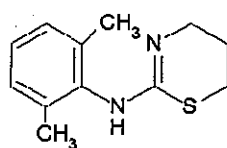
以下に掲げる農薬等については、本制度の導入に当たりいわゆる暫定基準を設定したものであるが、今般、評価に必要な資料が収集できたことから、食品安全基本法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼物質の概要

(1) キシラジン（優先評価物質）

本薬は神経系用薬であり、ポジティブリスト制度の導入に際して薬事法に基づく動物用医薬品の承認時の定量限界を参考に新たな基準を設定した。

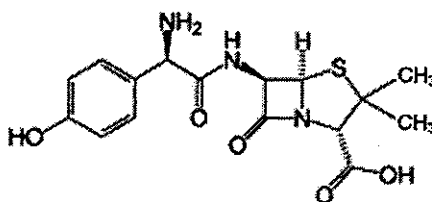
1996年にFAO/WHO合同添加物専門家会議（JECFA）において、その代謝物についての遺伝毒性と発ガン性の疑いから「NO ADI」と評価されている。



(2) アモキシシリン

本薬は抗生物質であり、ポジティブリスト制度の導入に際して薬事法に基づく動物用医薬品の承認時の定量限界及び海外基準を参考に新たな基準を設定した。

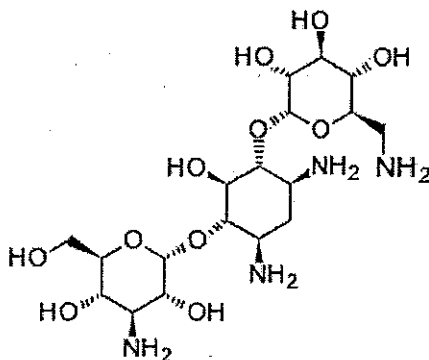
JECFAにおける毒性評価は、なされていない。



(3) カナマイシン

本薬は抗生物質であり、ポジティブリスト制度の導入に際して薬事法に基づく動物用医薬品の承認時の定量限界及び海外基準を参考に新たな基準を設定した。

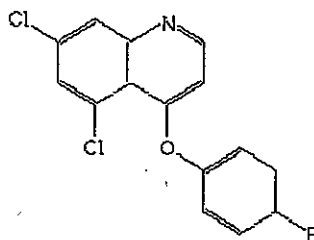
J E C F Aにおける毒性評価は、なされていない。



(4) キノキシフェン

本薬は殺菌剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して海外基準を参考に新たな基準を設定した。

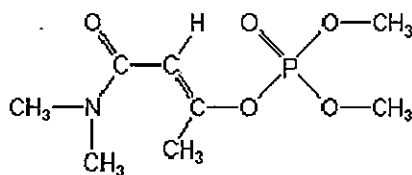
F A O / W H O 合同残留農薬専門家会議 (J M P R) における毒性評価は、なされていない。



(5) ジクロトホス

本薬は殺虫剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して海外基準を参考に新たな基準を設定した。

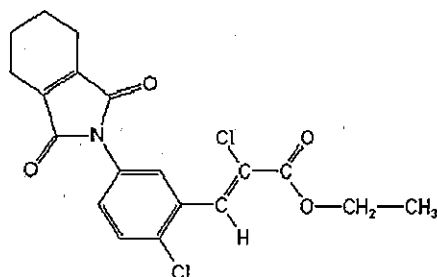
J M P R における毒性評価は、なされていない。



(6) シニドンエチル

本薬は除草剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して海外基準を参考に新たな基準を設定した。

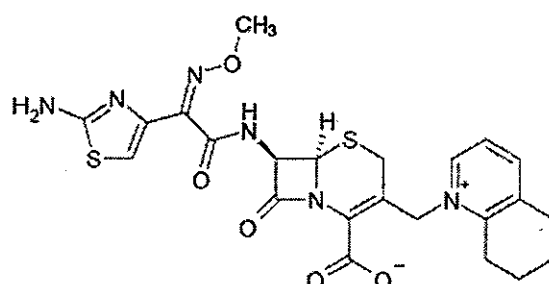
JMPRにおける毒性評価は、なされていない。



(7) セフキノム

本薬は抗生物質であり、ポジティブリスト制度の導入に際して薬事法に基づく動物用医薬品の承認時の定量限界及び海外基準を参考に新たな基準を設定した。

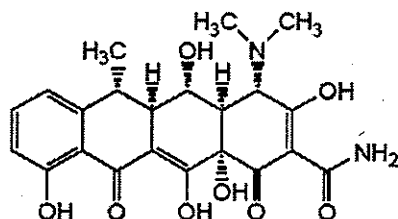
JECFAにおける毒性評価は、なされていない。



(8) ドキシサイクリン

本薬は抗生物質であり、ポジティブリスト制度の導入に際して薬事法に基づく動物用医薬品の承認時の定量限界及び海外基準を参考に新たな基準を設定した。

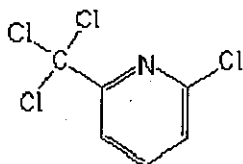
JECFAにおける毒性評価は、なされていない。



(9) ニトラピリン

本薬は硝化阻害剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して海外基準を参考に新たな基準を設定した。

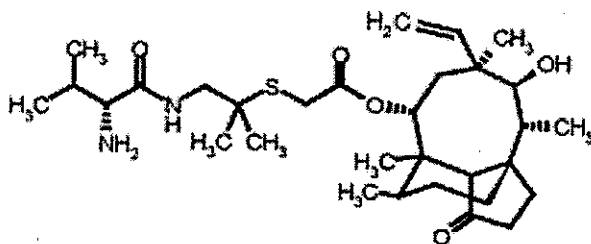
JMPRにおける毒性評価は、なされていない。



(10) バルネムリン

本薬は抗生物質であり、ポジティブリスト制度の導入に際して薬事法に基づく動物用医薬品の承認時の定量限界及び海外基準を参考に新たな基準を設定した。

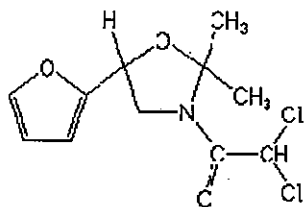
J E C F Aにおける毒性評価は、なされていない。



(11) フリラゾール

本薬は薬害軽減剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して海外基準を参考に新たな基準を設定した。

JMP Rにおける毒性評価は、なされていない。

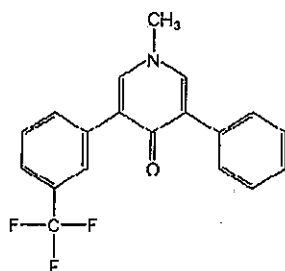


(12) フルリドン

本薬は除草剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して海外基準を参考に新たな基準を設定した。

JMPRにおける毒性評価は、なされていない。

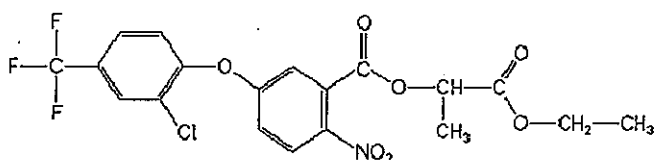
-4-



(13) ラクトフェン

本薬は除草剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して海外基準を参考に新たな基準を設定した。

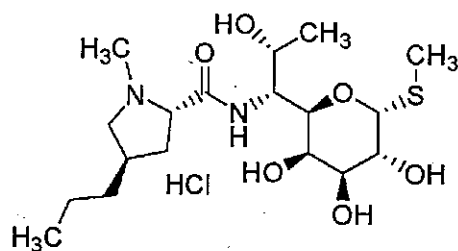
JMPRにおける毒性評価は、なされていない。



(14) リンコマイシン

本薬は抗生物質であり、ポジティブリスト制度の導入に際してコーデックス基準、薬事法に基づく動物用医薬品の承認時の定量限界及び海外基準を参考に新たな基準を設定した。

JECFAにおける毒性評価は、ADIとして0.03 mg/kg体重/日と設定されている。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記の農薬等の食品中の残留基準設定について検討する。